

第4期

いちかわ教育創造プラン (市川町教育基本計画)

令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

令和8年3月

市川町教育委員会

まえがき

今、市川町では少子化が予想を上回るスピードで進行しています。令和9年には東西のこども園を1園に統合します。現在の4小学校についても、令和13年度統合計画を進めているところです。また、国際的には様々な対立や不合理が生じ、VUCA時代と呼ばれる先行きの予測が困難な時代に突入しています。

このような変革期である今、市川町では第3期いちかわ教育創造プランの成果と課題を検証するとともに、今後4年間で実施する第4期いちかわ教育創造プランを策定いたします。

令和5年に、国の第4期教育振興基本計画が示されました。そこでの大きな2本の柱は、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」です。この「ウェルビーイング」というのは新しい概念です。単純には「幸福」と訳せますが、それは、目先の短期的な幸せや満足だけではありません。将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。また、個人だけでなく、それを取り巻く地域や社会が持続的に良い状態であること、それを含めた包括的な概念です。

市川町の重点施策の一つが、人権文化推進であり、平成13年には「人権文化の誇れる町宣言」をしました。人権尊重の根本、それは「自分も人も大切に」です。これはまさに、ウェルビーイングの概念と合致するものです。

第4期いちかわ教育創造プランでは、「ふるさと市川を愛し ころ豊かで 自立する人づくり」を基本理念とします。ふるさと市川の自然、歴史、文化に誇りと愛着を持つとともに、ころ豊かに、予測困難な未来を自分の力で切り拓く人材を育成します。そして、重点テーマとして、人権尊重の視点から、またウェルビーイングの視点から「自分も人も大切に」を掲げ、教育施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました第4期いちかわ教育創造プラン策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。そして、今後とも本町教育の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

市川町教育長 岡本 敏樹

目 次

I	計画の策定にあたって	
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間と運用	1
II	本町教育の成果と課題(第3期プランの検証)	
1	基本方針1 「生きる力」を育む教育の推進	2
2	基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実	5
3	基本方針3 人生100年を通じた学びの推進	7
III	社会情勢や教育環境の変化	
1	新型コロナウイルス感染症の拡大	9
2	情報化の進展、Society5.0時代の到来	9
3	社会情勢の不安定化	10
4	人口減少社会の進行	10
5	令和の日本型学校教育の構築	11
6	こどもまんなか社会の実現	11
7	多様性(ダイバーシティ)と包摂性(インクルージョン)のある共生社会の実現	12
8	新しい働き方改革の推進	12
IV	市川町の教育の目指す姿	
1	第4期「いちかわ教育創造プラン」の基本理念	13
2	めざす人間像	13
3	各主体の責任と役割	14
4	体系表(「基本方針」及び「基本的方向」)	15
5	基本方針	
	基本方針1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	16
	基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校 園・家庭・地域等の構築	23
	基本方針3 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整 備・充実	27
V	プランの骨子	30
VI	策定の経緯	
1	委員名簿	31
2	策定経過	31

I 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

国では、令和5年6月16日、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとした教育振興基本計画が閣議決定されました。

兵庫県においては、兵庫らしい教育が展開できるよう、「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力の育成」のテーマのもと、令和6年3月に第4期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）を策定しました。

本町においては、平成24年12月に第1期いちかわ教育創造プラン、平成30年3月に第2期いちかわ教育創造プラン、令和4年3月に第3期いちかわ教育創造プランを策定し、「ふるさと市川を愛し ころも豊かで 自立する人づくり」を基本理念として、様々な施策に取り組んできました。

現行計画の期間満了にあたり、これまでの取組について検証するとともに、国や県の計画を参酌しながら、今後4年間における本町の教育方針を示す第4期いちかわ教育創造プランを策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、本町の教育が目指す方向や推進する施策を示したものであり、教育基本法第17条第2項に規定されている「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」（令和5年度～令和9年度）や県の「第4期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」（令和6年度～令和10年度）を参酌するとともに、「市川町総合計画」や「第3期市川町子ども・子育て支援事業計画」など、関連する計画との整合を図ります。

3 計画期間と運用

令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

計画の推進にあたっては、町・家庭・地域が一体となり、関係団体等とも連携を図りつつ、教育の向上に取り組めます。

Ⅱ 本町教育の成果と課題（第3期プランの検証）

基本方針Ⅰ 「生きる力」を育む教育の推進

市川町の子どもたちの発達段階や多様なニーズを踏まえて、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び学習指導要領に基づき、各学校園段階の接続を重視しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成するため、3つの基本方向に沿って教育施策を推進しました。

Ⅰ-（Ⅰ）就学前教育・保育の推進

幼児期におけるすべての子どもたちが、その特性や発達段階に応じて、生活や遊びを通じた学びにおける直接的・具体的な体験を重視し、心身とも健やかに成長することができるよう取り組んできました。

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿¹」を念頭に置きながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育成できるよう研修等を継続し、教育・保育の質の向上に取り組むことが不可欠です。

項目	R7 目標値	R7 実績値
教育・保育を充実させるための町主催研修回数	15	11

Ⅰ-（Ⅱ）「確かな学力」の育成

令和5年度より導入している標準学力調査²等の分析から、「読む」「書く」「思考・判断・表現」の力が相対的に低いことが分かってきました。加配教員や学習支援員を配置した同室複数指導³や少人数指導⁴を実施し、きめ細やかな指導を継続しています。

また、学習タイム⁵等の時間を利用して、NIE⁶や短文指導による読解力や思考力の育成、

¹ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿：幼稚園教育要領には、次の10項目が示されている。1健康な心と体 2自立心 3協同性 4道徳性・規範意識の芽生え 5社会生活との関わり 6思考力の芽生え 7自然との関わり・生命尊重 8数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 9言葉による伝え合い 10豊かな感性と表現

² 標準学力調査：東京書籍（株）が行っている全国規模の学力調査。一人一人の学力に応じて、学力向上の手立てがわかり、授業づくりに役立てることができる。本町では、小学校2年生～5年生、中学校1年生と2年生で、国語と算数・数学を令和5年度から毎年実施。

³ 同室複数指導：一つの教室に複数の教員が指導する授業形態。

⁴ 少人数指導：1つの学級を2以上のグループに分けたりして少人数で授業を行う形態。

⁵ 学習タイム：始業前や昼休み、放課後等の短時間を活用し、学習習慣や基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図る県教育委員会の施策。

⁶ NIE：学校などで新聞を教材として活用する活動。社会性豊かな青少年の育成や活字文化と民主主義社会の発展などを目的に全国で展開。

タブレットを使用したドリル学習にも取り組みました。

項目		R7 目標値	R7 実績値
全国学力・学習状況調査における学力調査結果 (全国との比較) 小学校6年生	国語	全国平均以上	全国平均同程度
	算数	全国平均以上	全国平均同程度
全国学力・学習状況調査における学力調査結果 (全国との比較) 中学校3年生	国語	全国平均以上	全国平均同程度
	数学	全国平均以上	全国平均同程度

1-(3) 「豊かな心」の育成

町人権文化推進実践発表会を実施する学校を中心に、道徳科における教材分析を中心とした公開授業及び授業研究を行いました。

また、子どもたちの良かったところを具体的に褒め、自分が他者のために役立っていると感じる場面を増やすことで、自己有用感を高める取組をすすめました。

人権教育や道徳教育等、授業で得た知識を具現化する場としての体験活動を充実させるため、地域学校協働活動を充実させる必要があります。

項目		R7 目標値	R7 実績値
自分にはよいところがあると思うと答えた児童生徒の割合(%)	小6	77	89.4
	中3	77	90.7

1-(4) 「健やかな体」の育成

小学校では、中間休みや昼休みの時間を利用して、外遊びをする異年齢交流活動を行ったり、体育の授業でサーキットトレーニング⁷をメニューに入れたりして、体力・運動能力の向上を目指しています。中学校では、部活動地域移行⁸に向けた実証事業を開始しました。

また、園・小・中・給食センターの担当者による食育担当者会議を年2回実施し、給食をはじめ、家庭や地域と連携した食育の在り方について検討しました。

しかし、肥満傾向の児童の割合が高いなど、家庭での食生活の改善と運動習慣を確立する取組を進めなければならない課題があります。

項目	R7 目標値	R7 実績値
運動やスポーツを週2回以上する児童の割合(%)	80	79.7
運動やスポーツが好きな生徒の割合(%)	85	92.0

⁷ サーキットトレーニング:本来は筋力トレーニングと有酸素運動を組み合わせたトレーニング方法だが、ここでは様々な運動と組み合わせ、子どもが楽しみながら取り組む運動のことを言う。

⁸ 部活動の地域移行:これまで中学校の教員が担ってきた部活動の指導を、地域のクラブ・団体などに移行する取組。

1-(5) キャリア教育⁹の推進

キャリアノートを活用し、系統的にキャリア教育をすすめました。

また、地域との交流を深める体験活動を積極的に取り入れ、人や社会と自分とのかかわりを認識させることにより、働くことの意義についての学習に取り組みました。

今後は、地域学校協働活動等を活用した生きたキャリア教育を進めていくことが必要です。

項目		R7 目標値	R7 実績値
将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合(%)	小6	90	86.4
	中3	80	72.3

1-(6) 特別支援教育の推進

国立特別支援教育総合研究所のオンデマンド研修¹⁰や講師を招聘した夏季研修会の計画的な実施により、特別支援教育への理解を深め、スキルの向上を目指すとともに、支援の必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成及び活用に取り組みました。

また、特別支援教室の改修等により、必要かつ合理的な教室環境の整備を行いました。

今後とも、教職員のスキルの向上に努めるとともに、校種間の交流や関係機関との連携をより充実させていくことが重要です。

項目		R7 目標値	R7 実績値
学校の教員は、特別支援教育について理解し、児童生徒の特性に応じた指導を行った(%)	小	100	92.8
	中	100	78.9

⁹ キャリア教育：子どもがキャリア(積み重ねた実地の経験)を形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけ。

¹⁰ オンデマンド研修：あらかじめ用意された動画や資料などを、インターネットを通じて受講者が自分の都合の良い時間や場所で、いつでも繰り返し学習できる研修形式。

基本方針2 子どもたちの学びを支える環境の充実

子どもたちの多様な学びに対応するための教職員一人一人の資質・能力の向上及び働き方改革の推進はもとより、いじめ・不登校等の課題について、学校園長のリーダーシップのもと、学校園全体で取り組む組織づくり、教育環境の整備、ICT環境の充実を図るため、4つの基本方向に沿って教育施策を推進しました。

2-(1) 教職員の資質・能力の向上等

県教育委員会が主催する各種研修会に各校の担当教職員を積極的に派遣するとともに、県立総合教育センターから指導主事を招聘した校内研修も行いました。特別支援教育に関するオンデマンド研修を全教職員に課したり、すべての小中学校で道徳の授業研究を行ったりして、教職員の資質向上に努めています。

また、定時退勤日の徹底や留守番電話の導入により、ワーク・ライフ・バランス¹¹のとれた働き方改革に取り組んでいます。

項目		R7 目標値	R7 実績値
教員が、校外の各教科等の教育に関する研究会等に定期的・継続的に参加した割合(%)	小	100	85.7
	中	75	52.7

2-(2) 学校園の組織力の強化

「チーム学校」として、学校園長のリーダーシップのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、保健福祉センターやケアステーションかんざき等の関係機関との連携を深めることにより、効果的な支援を継続することができています。

また、いじめや不登校、特別な支援を必要とする子どもへの支援等についての対応マニュアルを作成し、個に応じたきめ細かな対応に心がけました。

今後は、急激に変化する社会における新たな課題等に対応するため、管理職をはじめ教職員の資質向上に努めることが重要です。

項目		R7 目標値	R7 実績値
学校運営の状況や課題を全教職員間で共有し、学校として組織的に取り組む割合(%)	小	75	98.2
	中	100	89.5

¹¹ ワーク・ライフ・バランス:仕事と家庭生活や自己啓発、地域活動等、仕事以外との調和がとれており、両方を充実させることができる状態。

2-(3) 教育環境の整備・充実

市川中学校の大規模な改修や小学校のトイレ改修等、計画的に学校園施設の環境整備を行っています。

また、タブレット端末やデジタル教科書、デジタルドリル等の活用促進により、ICTを活用した授業改善が進んでいます。

ICT や AI 等の技術革新が飛躍的に変化する Society5.0 時代¹²に対応し、新しい時代を創造していく力と意思を育むために、教育の情報化を推進していかなければなりません。

項目		R7 目標値	R7 実績値
教員が、大型提示装置等の ICT 機器を活用した授業をほぼ毎日行った割合 (%)	小	100	98.2
	中	100	89.5

2-(4) 家庭や地域と連携した教育の推進

令和6年度からは、コミュニティ・スクール¹³(学校運営協議会制度)を開始し、学校と地域が協働して学校運営に取り組んでいます。学校運営協議会では、目指すべき学校の姿や課題について議論を重ねる「熟議」をとおして、学校と地域・家庭との共通認識を形成したり、解決策を見出したりしています。

また、各学校園とも、農業体験や福祉活動等の体験活動を実施しており、地域の方々と触れ合う機会を作ることで、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに努めています。

未来を担う子どもたちの成長を、地域全体で支える社会の実現を目指すため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動¹⁴が一体となった取組を進めていく必要があります。

項目		R7 目標値	R7 実績値
保護者や地域の人々が、学校の美化、登下校の見守り等の活動によく参加している割合 (%)	小	100	98.2
	中	100	73.7

¹² Society5.0 時代:9ページ参照

¹³ コミュニティ・スクール:地域住民や保護者などが学校運営に主体的に参加する学校運営協議会を設置した学校のこと。市川町では令和6年度から市川中学校区で一つのコミュニティ・スクールを設置している。

¹⁴ 地域学校協働活動:子どもの成長を地域全体で支えるため、地域住民と学校が相互にパートナーとして連携・協働する活動。

基本方針3 人生100年を通じた学びの推進

人生100年時代を迎え、町民一人一人がその生涯を通じて、必要な知識・技能及び技術を学び、活用して、知的・人的ネットワークを構築するとともに、人生を豊かに生きられるよう環境を整備してきました。また、地域創生を図るとともに、町民一人一人が「ふるさと」を知り、その文化を次代につなぐため、5つの基本方向に沿って施策を推進しました。

3-(1) 人権文化の推進

町民一人一人がライフステージに合わせて、積極的に人権学習に参加できるように人権講演会や多様な研修会等を開催しました。

また、「市川町部落差別の解消の推進に関する条例」が令和7年7月1日から施行され、部落差別をはじめとする人権課題の解消のための活動を推進しています。

項目	R7 目標値	R7 実績値
住民等研修の回数	40	40

3-(2) 主体的に生きるための学ぶ場の充実

公民館や文化センター、図書館等を拠点とし、多様なニーズに対応した講座を開設することにより、世代を超えた人づくりに取り組むことができました。

ライフステージに応じた学びを充実させていくためには、社会の動向を把握したうえで、地域の実情を踏まえた公民館活動等を展開させていくことが重要です。

項目	R7 目標値	R7 実績値
公民館等講座数	10	13

3-(3) 文化財等の地域資産の保存活用

文化団体や文化グループ・サークル等の活動を通して、伝統文化や郷土芸能の継承、後継者の育成等に対して支援することができました。

また、地域の伝統芸能や伝統行事に助成金を交付し、伝統文化の継承と共に地域の活性化に取り組みました。

地域の魅力を創出するため、地域の伝統文化を支える地域住民と連携を深めるとともに、文化財の一体的・総合的な保存活用を進めることが重要です。

項目	R7 目標値	R7 実績値
伝統文化継承推進助成事業数	20	21

3-(4) 生涯スポーツの推進

兵庫県川マラソン全国大会をはじめ、水泳大会、グラウンド・ゴルフ大会、自治会対抗親善ソフトボール大会・ソフトバレーボール大会、サマースクールなど、町内外の参加者が交流できるスポーツイベントを開催しました。

中学校部活動の地域移行を一つのきっかけとして、多くの関係者や関係団体が連携・協働を図り、子どもから大人まで一貫して楽しめる新たな生涯スポーツへの環境整備を進めていく必要があります。

項目	R7 目標値	R7 実績値
スポーツ協会加盟団体数	15	12

3-(5) 青少年健全育成の推進

学校と青少年補導委員会、郡青少年育成センター等と連携し、補導活動や非行防止啓発活動を定期的に行ってきました。

また、「子どもを守る110番の家」や「学校安全ボランティア」事業において、地域住民の協力を得て、子どもたちの登下校における安全を見守る活動を実施しました。

青少年を取り巻く新たな有害環境（インターネット、薬物、ギャンブル等）への適切な理解に資する取組や予防教育が必要となります。

項目	R7 目標値	R7 実績値
学校安全ボランティア数	160	194

Ⅲ 社会情勢や教育環境の変化

1 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年から、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、本町でも感染者が相次ぎ、学校においてもクラスターが発生するなど、長期間に及ぶ臨時休業等の措置を取らざるを得ない状況となり、学校園行事等の中止・縮小、授業内容の変更、部活動における対外試合の中止など、子どもたちの学校園生活に大きな影響を与えました。

こうした状況の中でも、本町におきましては、安全面に最大限の配慮をしながら、夏休み期間を大幅に縮小し、授業時数を確保することで、学力の保障や仲間づくり、また子どもの居場所としての学校園の役割を果たすことができました。

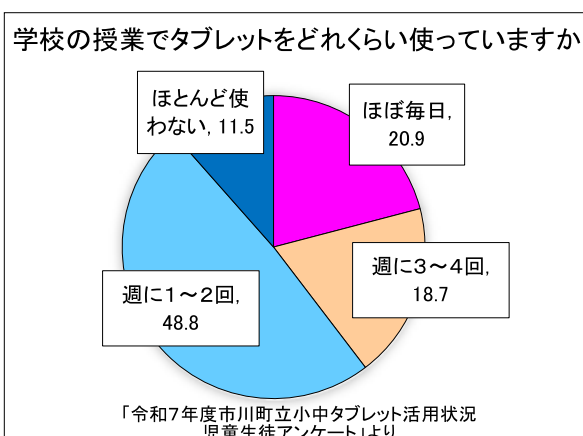
また、新たな感染症の流行や自然災害の発生等、今後、予測できない事態に直面しても、今回の経験と教訓をいかし、子どもたちの学びを保障できる環境を構築することが重要となります。

2 情報化の進展、Society5.0時代の到来

グローバル化の進展により、人・モノ・情報の流れが加速することに伴い、経済成長や文化交流の促進といったメリットをもたらす一方で、貧困や紛争、環境・エネルギー資源問題等、人類全体が共通して直面する課題が増えてきています。これに対応するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」の積極的な取組を進めていく必要があります。

また、国においては、人工知能(AI)¹⁵、ビッグデータ¹⁶、IoT¹⁷、ロボティクス¹⁸等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わる未来の姿を「Society5.0」と提唱し、ICTを最大限活用する取組を進めています。

教育においても、ICTを活用することは特別なことではなく、ICTの活用の「日常化」を促進し、「情報活用能力(情報モラルを含む)」を着実に育成するとともに、ICTを最大限に活用できる環境整備を進めていくことが重要です。



¹⁵ 人工知能(AI):「Artificial Intelligence」の略で、人間の思考プロセスとおなじような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。

¹⁶ ビッグデータ:ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。

¹⁷ IoT:「Internet of Things」の略で、様々なモノがインターネットに接続され、情報交換できることで、相互に制御する仕組み。

¹⁸ ロボティクス:ロボットのフレームや機構を設計する機械工学、ロボットに組み込んだモーターを動かす電気回路を制作する電機・電子工学、ロボットを制御するプログラムをつくる情報工学に関する研究を総合的に行うロボット工学のこと。

3 社会情勢の不安定化

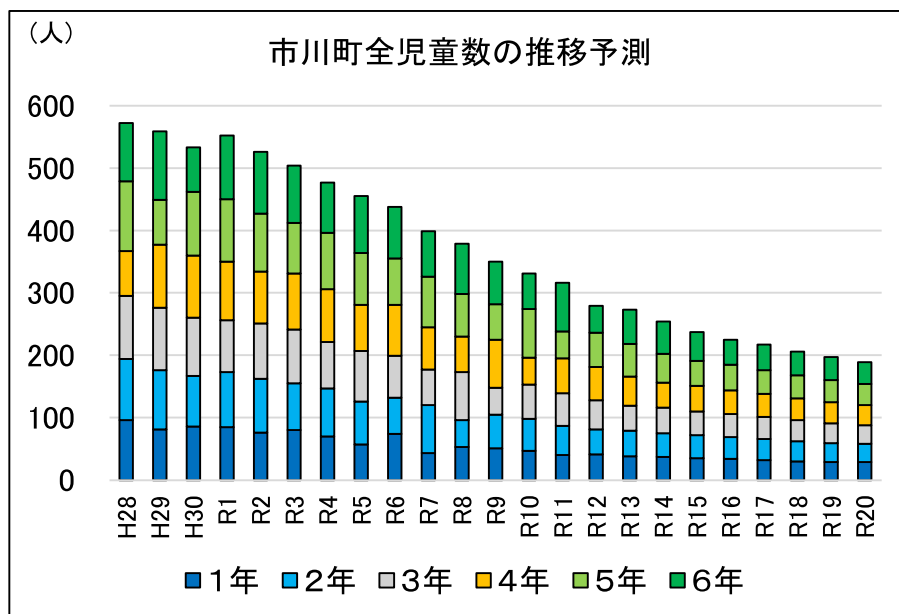
ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の緊張、大規模な自然災害や感染症の流行など、国内のみならず世界各国の社会全体に不安や混乱が広がり、国民の生活や安全に様々な影響を及ぼしています。そのような時代においても、お互いに尊重し支えながら、共に生きる社会の構築を目指していくことが大切です。

また、子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

4 人口減少社会の進行

全国的に少子高齢化が進んでいます。総人口は、2004年をピークに減少に転じ、約50年後には現在の7割に減少し、65歳以上人口は約4割になると推計されています¹⁹。生産年齢人口（15～64歳）は、2050年には約30%減少すると見込まれており²⁰、労働力の不足、国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指すためには、一人一人が社会の担い手となるよう、社会的自立に必要な能力や態度の育成が必要です。



令和6年度までは実数。令和7年度以降は令和5年度の住民基本台帳よりセンサス変化率法で推計。

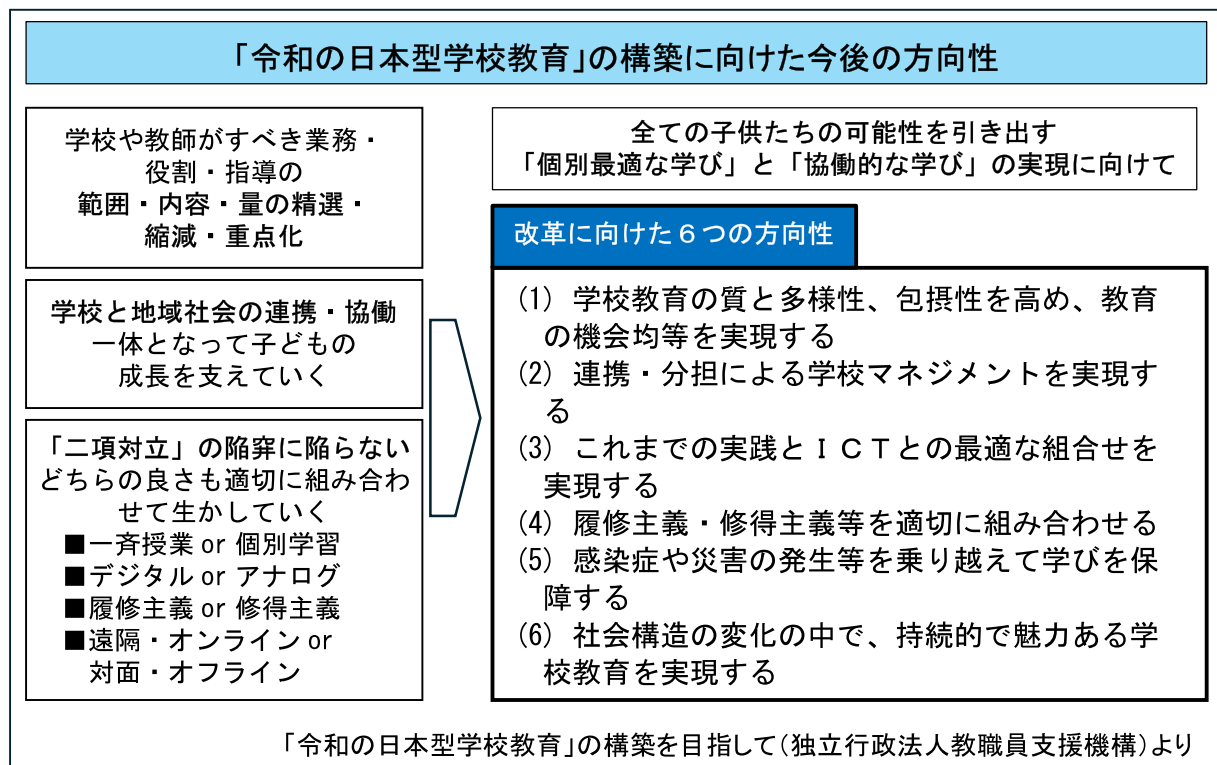
¹⁹ 「日本の将来推計人口（令和5年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

²⁰ 「令和4年版高齢社会白書」（令和4年）内閣府

5 令和の日本型学校教育の構築

令和3年1月、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が中央教育審議会より出されました。

答申では、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子どもたちの資質・能力を確実に育成する必要がある、学習指導要領の着実な実施が重要であるとしています。その上で、我が国の学校教育がこれまで果たしてきた役割やその成果を振り返りつつ、社会の急激な変化の中で再確認されてきた学校の役割や課題を踏まえ、一人一人の子どもを主語にする学校教育の目指すべき姿を具体的に描いています。



6 こどもまんなか社会の実現

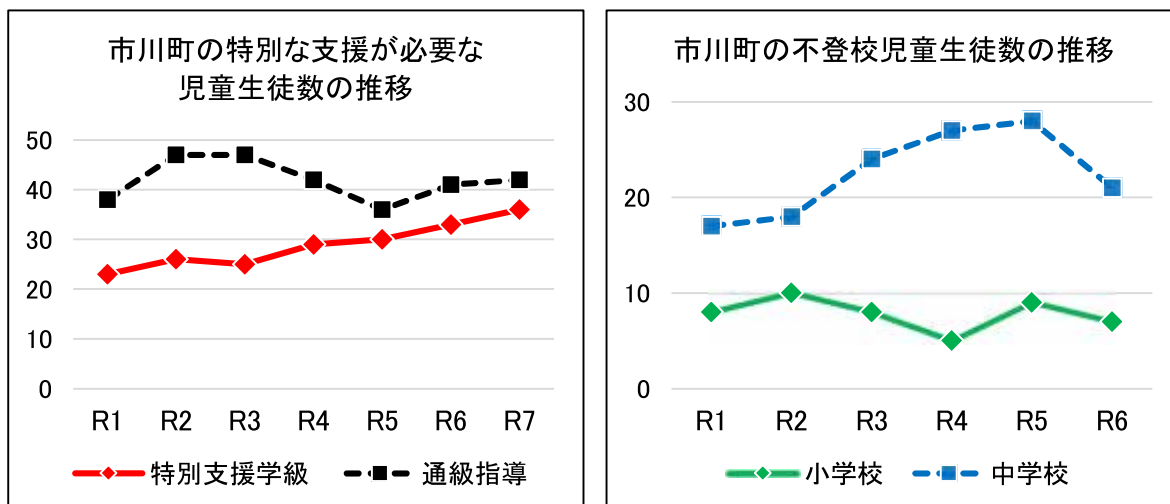
「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月)」が策定され、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」とされています。

今後の教育施策においては、子どもや若者の意見を聴き、子どもや若者の視点に立った施策を実現できるよう取組を進めることが重要です。

7 多様性(ダイバーシティ)と包摂性²¹(インクルージョン)のある共生社会の実現

インクルーシブ教育システムの理念の構築等により、様々な背景により多様な教育的ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

このため、学校園に十分な人員を配置し、教職員一人一人の資質・能力を高めつつ、特別な支援が必要な子どもや、不登校児童生徒の増加、日本語指導が必要な外国人の子どもたちへの対応、子どもの貧困問題等により、多様化する子どもたちに対して個別最適な学びを実現しながら、多様性と包摂性を高めることが必要です。



8 新しい働き方改革の推進

学校園における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることです。“子どものためであれば、どんな長時間勤務も良しとする”という働き方の中で、教職員が疲弊していくのであれば、それは子どもたちのためにはならないことであり、志ある教職員の過労死や心労からの休職という事態は決してあってはならないことです。そのためにも、学校園の働き方改革の実現が必要です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	43:45	44:38	44:19	33:01	9:11	43:04	43:08	38:31	32:33	33:28	36:32	39:18
中学校	64:43	70:51	62:27	56:50	26:18	68:30	60:24	50:52	42:39	45:09	49:36	57:10

令和6年度教職員の超過勤務時間調査より
市川町内小・中学校の平均値
対象:校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭

²¹ 包摂性:性別、年齢、国籍、障害の有無、価値観など、多様な個性や背景を持つ人々が、それぞれの個性を尊重され、平等な機会を得て、社会や組織に安心して参加できる状態を追求する考え方。

IV 市川町の教育の目指す姿

1 基本理念

将来の予測が困難な現代社会においては、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材の育成と、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイング²²が向上することが重要となります。

そこには、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という人権尊重の理念が根底にあり、一人一人がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れたり、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながったりするような取組を進めていく必要があります。

これらを踏まえ、第4期では、これまで本町の基本理念としてきた「ふるさと市川を愛しこころ豊かで自立する人づくり」を基本としながら、「自分も人も大切に」を重点テーマとし、取組を進めていきます。

ふるさと市川を愛し こころ豊かで自立する人づくり

～自分も人も大切に～

この理念の実現に向けて、以下の3つの方針に基づいて取り組みます。

基本方針1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる

学校園・家庭・地域等の構築

基本方針3 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

2 めざす人間像

基本理念の実現に向けて取り組む「目指す人間像」は、次のとおりとします。

- 知・徳・体の調和がとれ、自らの夢や志の実現に努力する人
- 自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値ある存在として尊重する人
- 多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓き、社会の創り手となる人

²² ウェルビーイング: 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが大切です。

3 各主体の責任と役割

市川町総合計画において、町民の参画と協働のもと、体験学習等を中心に子どもたちを町全体で育む取組を進めてきました。

教育行政機関、学校園教職員及び社会教育施設はもとより、家庭や地域は、子どもたちの成長に関わる当事者として、それぞれの責任と役割を自覚し、引き続き取組を進めていくことが重要です。

(1) 教育行政機関

- 教育行政機関は、学校教育・生涯学習等を振興し、学校園・家庭・地域等の教育の主体と連携・協力する。
- 教育行政機関は、子どもたちの現状と課題を把握し、適切かつ実効性のある施策を遂行する。
- 各主体は、相互に緊密な連携を図り、それぞれが担う教育施策を円滑に遂行する。

(2) 学校園、教職員、社会教育施設

- 学校園は、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を行う。
- 教職員は、自己の崇高な使命を自覚し、絶えず研究と修養に励み高い倫理観を持って、その職責の遂行に努める。
- 社会教育施設は、町民のニーズ等を踏まえた学習機会や学習内容を充実し、情報の積極的な発信や学習環境の整備等、社会教育の振興に努める。

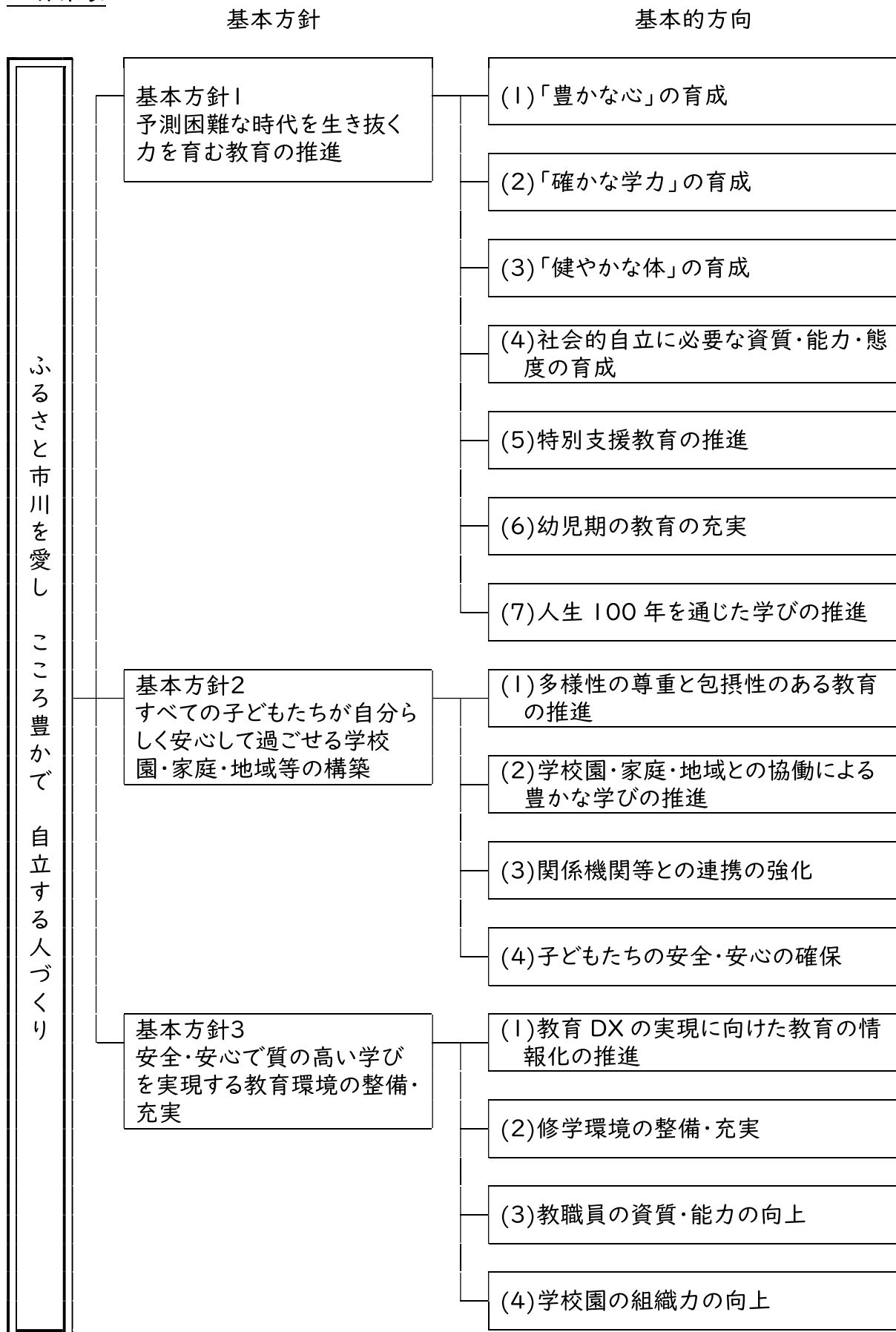
(3) 家庭（保護者）

- 家庭（保護者）は、子どもの教育について第一義的責任を有しており、基本的な生活習慣を身に着けさせるとともに、道徳心や自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。

(4) 地域（地域住民）

- 地域（地域住民）は、多様化する家庭環境を踏まえ、家庭教育を支えるとともに、家庭や学校園と連携・協働し、地域全体で子どもたちを支えていく活動に取り組む。
- 地域（地域住民）一人一人は、子どもたちの成長に関わる当事者であるという意識を持つとともに、社会総掛かりでの教育が実現できるよう取り組む。

4 体系表



5 基本方針

基本方針Ⅰ 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

(1) 豊かな心の育成

複雑化・多様化した社会において、変化を前向きに受け止めながら、地域や社会、生活、人生をより豊かなものとしていくため、公共の精神、郷土の自然や伝統・文化の尊重、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、心の危機に気付く力、援助希求的態度等を育み、子どもの最善の利益の実現と主観的ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

① 体験活動の推進

・ 体験活動は、豊かな人間性、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の基盤としての役割が期待されています。これまで学習してきた思考や知識を働かせ、それを実践するため、コミュニティ・スクール等を効果的に活用するなど、学校園、家庭、地域の連携を一層深めた取組を推進します。

② ふるさと意識を醸成する教育の推進

・ ふるさと市川を愛し、誇りを持つ心を育てるため、町内各社会教育施設を活用するとともに、地域の文化行事や伝統行事、サークル活動やボランティア活動等に主体的に参加し、地域の人々とのつながりを深め、その魅力を発見する取組を充実します。

③ 道徳教育の推進

・ 自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として他者と共に「よりよく生きる」ための基盤として、「特別の教科 道徳」の授業を要とし学校教育全体を通じた道徳教育を推進します。

④ 人権教育の推進

・ 町民一人一人が「人権文化の誇れる町づくり」の担い手であることを自覚し、感性豊かな人づくりから地域づくり、町づくりを進めます。

・ 部落差別（同和問題）が人権教育の重要な柱であると捉えつつ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人や多様な性等の人権に関わる課題の解決に向け、総合的に取り組みます。

⑤ いじめへの対応

・ いじめは人権侵害行為であり、決して許されない行為です。学校を含めた社会全体の課題ととらえ、学校園や家庭、地域、関係機関が一体となっていじめ問題に取り組むとともに、生きる喜びと命の大切さを実感できる教育の推進に努めます。

⑥ 不登校児童生徒への対応

・ 魅力ある学校づくりを進めるため、子どもたち一人一人のよさや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会がある学校づくりに取り組んでいきます。また、不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため、1人1台端末の活用や、スクールカウンセ

ラー²³、スクールソーシャルワーカー²⁴等が専門性を発揮して、子どもや保護者を支援できる体制づくりを充実します。

【主な目標指標】

指 標 項 目		令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
自分にはよいところがあると思うと答えた児童生徒の割合(%)	小学校	89.4	95
	中学校	90.7	95
指 標 項 目		令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
人が困っているときは、進んで助けていると答えた児童生徒の割合(%)	小学校	95.5	100
	中学校	96.9	100

(2) 確かな学力の育成

新しい時代に求められている資質・能力の育成に向けた授業改善等、学びの充実に取り組むとともに、グローバル化をはじめ、ICTやAI等の技術革新等、複雑化・多様化する社会において、社会課題の発見・解決や持続的な社会の発展・創造に向け、新たな価値を創造し、既存の様々な枠を越えて活躍できる人材の育成を図ります。

① 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・ 教師が支援の必要な子どもに、より重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子ども一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行う「指導の個別化」や、子どもの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」に取り組みます。
- ・ 探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」の充実を図ります。

²³ スクールカウンセラー：「心の専門家」として、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談・支援を行う臨床心理士を学校等に配置。令和7年度現在、市川町に2名配置。

²⁴ スクールソーシャルワーカー：教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術をいかし、児童生徒やその家庭が抱える問題の解決を支援するため、社会福祉士などを学校に配置。令和7年度現在、市川町に1名配置。

- ・ きめ細かな指導体制の充実、地域人材の活用、1人1台端末の活用等を通し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるため、カリキュラム・マネジメントの取組を進めます。

② 情報活用能力(情報モラルを含む)の育成

- ・ 情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理、比較、発信、伝達等に関する力をバランスよく育成します。
- ・ 急激に広がるデジタル化の負の側面へ対応するため、情報技術を扱う際の留意事項(情報モラル、権利と責任)に関することの学習に取り組みます。

③ グローバル化に対応する国際教育の強化

- ・ 様々な場面において英語を使った活動を充実させるとともに、外国語指導助手等とのふれあいや対話等を通じて、国や文化の異なる人々と主体的に交流を図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力を育成する外国語教育の充実に取り組みます。

④ 読書活動の充実

- ・ 子どもたちは、読書活動(文学作品に限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞、雑誌を読んだり、何かを調べたりする本を含む)を通じて、読解力や創造力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができることから、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる探究心や真理を求める態度を培います。

【主な目標指標】

指標項目		令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
「国語・算数(数学)の授業の内容がよくわかる」と答えた児童生徒の割合(%)	小学校	国語 81.9 算数 78.8	国語・算数とも 80 以上
	中学校	国語 64.6 数学 70.7	国語・数学とも 75 以上

(3) 健やかな体の育成

生活習慣の確立や学校保健の推進等により、心身の健康の保持増進と体力の向上を図るとともに、運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成し、スポーツに継続して親しむ機会を確保できるよう努めます。

① 健康教育・食育の推進

- ・ 子どもたちが、生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成するため、複雑化・多様化する子どもたちの健康問題に対応する体制と指導の充実を図ります。
- ・ 子どもたちが、食に関して正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食を活用した実践的な指導を行うなど、学校園・家庭・地域の連携による食育の充実を目指します。

② 体力・運動能力の向上

・ 体力や個々の技能の程度に関わらず、「運動することが楽しい」「体育が好き」と感じることができるような手立てや、子どもが気軽に遊びや運動で体を動かすことができる環境づくりを進めていきます。

③ 部活動改革の推進

・ 国や県の方針を踏まえ、中学校部活動の地域移行に向けた実証事業や部活動指導員派遣による地域連携を進め、中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる環境づくりを推進します。

【主な目標指標】

指標項目		令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
毎日朝食を食べていると答えた児童生徒の割合(%)	小学校	95.4	100
	中学校	90.8	95
指標項目		令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
運動やスポーツを週3日以上している児童の割合(%)	小学校	39.4	40
運動やスポーツをすることが好きと答えた生徒の割合(%)	中学校	79.8	80

(4) 社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成

子どもたち一人一人が自己実現を果たし、社会において充実して生きられるよう、自己のみではなく、主体的に他者と協力・協働することの重要性も認識しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力・態度を育成するとともに、持続可能な社会の創り手として、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度や規範を養う取組を進めます。

① キャリア教育の推進

・ キャリアノート及びキャリアパスポートの一貫した活用により、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を進めます。

・ 社会とのつながりや社会における自らの役割を考える機会を増やせるよう、家庭や地域と協働した体験教育の充実を図ります。

② 社会的資質・能力の発達の支援

・ 生徒指導提要²⁵を踏まえ、子どもたちが自発的・主体的に自らを発達させ、その発達を支える生徒指導に重点を置きます。

²⁵ 令和4年12月 文部科学省

③ 主体的に社会の形成に参画する態度等の育成

- ・ 校則の見直し等、子どもたちに関わるルールや見直し等に子どもたちが直接関与し自分たちで解決するなど、実社会における具体的な課題解決学習や主権者教育等を通じて、主体的に社会の形成に参画する態度の育成に取り組みます。

【主な目標指標】

指 標 項 目		令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
将来の夢や目標を持っていると答えた児童生徒の割合 (%)	小学校	86.4	90
	中学校	72.3	80
指 標 項 目		令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
地域や社会をよくするために何かしてみたいと答えた児童生徒の割合 (%)	小学校	80.3	90
	中学校	83.0	90

(5) 特別支援教育の推進

障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場における特別支援教育の推進・充実を図ります。

① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）

- ・ 一人一人の教育的ニーズと必要な支援についての合意形成に向け、早期からの教育相談と学校園における支援体制の充実を図ります。
- ・ 通常の学級において、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた学びの場における指導や支援の充実を図ります。

② 連携による切れ目のない一貫した相談・支援体制の充実（横の連携）

- ・ 障害のある子どもが、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、こども園・学校等教育機関、保健・福祉機関、地域住民等との連携を深め、組織的な対応力の強化に努めます。

【主な目標指標】

指 標 項 目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
発達障害を含む障害のある児童生徒に対する授業の中で、合理的配慮の提供として、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じて、本人や保護者の意向を踏まえ、人的支援の配慮を行ったと答えた学校の割合 (%)	100	100
発達障害を含む障害のある児童生徒に対する授業の中で、合理的配慮の提供として、個々の障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じて、本人や保護者の意向を踏まえ、情報の取得や利用及び意思疎通への配慮を行ったと答えた学校の割合 (%)	20.0	100

(6) 幼児期の教育の充実

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、気付く力、やりぬく力、人と関わる力等の非認知能力等を身に付ける上でも重要です。そのため、幼児の発達の特長や個々の課題に応じた質の高い教育・保育を提供するとともに、幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、家庭、地域、関係団体等、子どもに関わるすべての関係者が連携・協働して取り組みます。

① 幼児期における教育の質の向上

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領について、研修等を通じて関係者の理解を深め、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた創意ある教育課程の編成・実施・評価・改善を適切に行います。

② こども園と小学校の協働による架け橋期の教育の充実

- ・ こども園と小学校の教職員が、子どもたちの成長やお互いの教育について共通理解し、連携を深めるための実践研究を実施するなど、接続期のカリキュラムの改善・充実に取り組みます。

【主な目標指標】

指標項目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
教育・保育の充実や、小学校との協働による架け橋期の教育に関する研修会の実施回数	11	15

(7) 人生100年を通じた学びの推進

人生100年時代においては、誰もが生涯にわたって学び続けられる機会の確保とともに、意欲をもって知識と知恵をアップデート²⁶し続け、スキルを身に付けるなど、自らの可能性を最大限に伸ばし、学びの成果を社会の様々な場面で発揮できる社会を形成することが求められています。社会教育施設での活動を充実させるとともに、生涯を通じた文化芸術活動の充実や文化財の適切な保存・活用、人生を生き生きと過ごすための運動・スポーツを推進していきます。

① 生涯学習・社会教育の振興

- ・ 地域住民が主体的に学ぶ意思を持ち続けることができるよう、社会の変化に対応して、年齢を問わずそれぞれのライフステージ²⁷に応じた生涯学習の機会と場の充実に努めます。
- ・ 社会教育指導者や社会教育関係職員の研修等、社会教育を担う人材の養成・確保に努めます。

²⁶ アップデート: 最新の状態に更新すること。

²⁷ ライフステージ: 人間の一生における各段階。幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期など。

② 社会教育施設の充実

- ・ 社会教育施設は、人と人が繋がる場所としての貴重な教育財産であることから、その役割が十分果たせるよう、施設・設備等社会教育施設の充実を図ります。
- ・ 社会教育施設の魅力を発信する広報活動を積極的に行うとともに、外部機関からの積極的な資金獲得を目指します。

③ 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

- ・ 年齢や障害の有無、住んでいる地域等に関わらず、文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることは、心豊かな人生を送るための糧となります。町の歴史・文化遺産を保存・整備とともに、地域学習等における積極的な活用により、文化財に触れる機会の充実に取り組めます。

④ 生涯スポーツ社会の実現

- ・ 町民誰もが生涯を通じて、いつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備していくとともに、町内外の参加者が交流できるスポーツイベントを充実します。
- ・ スポーツ指導者の量と質を確保し活動を充実させるため、指導者の資質向上を図るとともに、関係機関における指導者の育成を推進します。

【主な目標指標】

指標項目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
町公民館等の講座数	13	15
伝統文化継承推進助成事業数	23	25
スポーツセンターの年間利用者数(人)	31,613※	33,000

※R6年度実績値

基本方針2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる

学校園・家庭・地域等の構築

(1) 多様性の尊重と包摂性のある教育の推進

障害や不登校をはじめ、日本語指導が必要な外国人の子どもたち、特異な才能、複合的な困難等の様々な事情・背景により多様な教育ニーズのある子どもたちに対して、自立と社会参加を見据えて、社会的包摂の観点から「個別最適な学び」の機会を確保するとともに、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う「協働的な学び」の機会を確保することが重要です。

加えて、一人一人の生き方、能力、適性を考え固定的な性別役割分担意識等にとらわれずに、主体的に進路や職業等を選択する能力・態度等を身に付けられるよう、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばす教育の実現が重要です。

① 特別支援教育の推進（再掲）

② 不登校児童生徒への対応（再掲）

③ 多様な教育ニーズ²⁸への対応

・ 様々な事情や背景により、多様な教育ニーズのある子どもたちが安心して教育が受けられるよう、ICTも活用しつつ「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。

・ 様々な困難や課題を抱える子どもたちに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関の職員等を活用した「チーム学校」による早期発見・早期対応の充実を図ります。

④ 男女共同参画の視点に立った教育の推進

・ 子どもの発達段階に応じて、男女の平等や相互の理解、男女が共同して社会に参画することの重要性、一人一人の生き方、能力、適性を考え、性別にとらわれず主体的に進路選択することの重要性についての指導を推進します。

・ 教職員の固定的な性別役割分担意識や無意識での思い込みを払拭し、男女共同参画の理念を理解し推進できるよう研修の実施等に取り組みます。

²⁸ 教育ニーズ：子どもが直面している課題を解決し、健やかな成長を保障するために、通常の教育的配慮だけでは満たされない特別な支援や環境整備などのこと。

【主な目標指標】

指標項目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
スクールカウンセラーが訪問した学校の割合(%)	100	100
スクールソーシャルワーカーが訪問した学校の割合(%)	100	100

(2) 学校園・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進

子どもたちの豊かな学びの推進や自分らしく安心して活動できる居場所づくり等のためには、学校園・家庭・地域が連携・協働することが重要です。その際、家庭教育は、すべての教育の出発点であることを再認識し、その上で、家庭環境の多様化に伴う家庭における教育上の課題を解決する視点が重要です。

加えて、地域の教育力を高めていく上では、地域住民が共に学び、地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している社会教育の役割の重要性や、子どもたちが地域活動へ参画するなど、若い世代の参画の重要性を再認識したうえで取組を推進します。

① 家庭教育支援の充実

- ・ 家庭環境の多様化に伴い、子どもを育てる上で不安を感じたり、身近に相談相手がない状況にあたりする保護者への支援・相談体制の充実等、学校園及び関係機関が連携した支援に努めます。

② 地域の教育力の向上

- ・ 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進します。

【主な目標指標】

指標項目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
コミュニティ・スクールの仕組みを利用して、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映している学校の割合(%)	100	100
地域学校協働活動本部がカバーしている小中学校の割合(%)	0	100

(3) 関係機関等との連携の強化

いじめ、不登校、障害、児童虐待、性犯罪・性暴力、ヤングケアラー²⁹、貧困等、子どもたちが抱える困難や課題が多様化・複雑化している中、誰一人取り残されない支援や教育環境を提供していくことは不可欠です。

加えて、教育データを効果的に利活用することで、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応が可能となることが期待されることも踏まえながら取組を進めます。

① 関係機関等との連携の強化

- ・ 学校園と行政の各部局、福祉機関、医療機関、警察、司法等が連携し、相互に協力・補完し合いつつ、真に支援が必要な子ども・家庭の発見や、ニーズに応じた支援に取り組めます。

② 教育データ利活用に関する研究

- ・ 教育データの利活用に関して、教育データを相互に交換、蓄積、分析が可能となるよう相互運用性や流通性を確保するために教育データの標準化が進められていることから、国や県の状況を注視しつつ、その具体的な方策等について研究を進めていきます。

【主な目標指標】

指標項目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
町教育委員会主催の会議等において、関係機関の出席を求めた数	5	8
教員がコンピュータなどのICT機器の使い方を学ぶために必要な研修機会があると答えた学校の割合(%)	100	100

(4) 子どもたちの安全・安心の確保

学校園のみならず、保護者や地域、関係機関とも連携・協働しつつ、子どもたちが日常において、安全・安心に学校園生活を送ることができるよう、主体的に判断して行動する力や共生の心を育成するとともに、新たな感染症の流行や災害等、不測の事態が生じた際の子どもの学びの保障に取り組めます。

① 安全教育の推進

- ・ 教育活動全体を通じ、自ら命を守り、安全・安心な生活や社会を実現するため、防犯や交通安全教室等を通じて、自ら適切に判断し行動できる態度を育成します。

② 防災教育の推進

- ・ 地震や大雨等の自然災害に備えるため、主体的に判断して実践するための訓練や研修を定期的に行うとともに、助け合いやボランティア精神等共生の心を育成します。

²⁹ ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。ヤングケアラーは、本来なら享受できたはずの、勉強や部活の時間、友人との他愛もない時間等、子どもとしての時間と引き換えに家事や家族の世話をしている。

③ 学校園の危機管理体制の向上

- ・ 子どもたちの安全を確保するため、全教職員が共通の認識のもとで危機管理における役割等を明確にするとともに、不測の事態が生じた際にも、生命を守り安全を確保する体制を構築します。

【主な目標指標】

指 標 項 目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
防災訓練及び交通安全教室を実施した小中学校の割合(%)	100	100

基本方針3 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実

(1) 教育 DX の実現に向けた教育の情報化の推進

ICT や AI 等の技術革新が飛躍的に進化する Society5.0 時代を生きていくためには、時代の変化とともに成長しつつ、そのような時代を創造していく力と意思を育てていくことが不可欠です。そのためには、学校教育において、ICT の活用が「日常化」するよう取り組むとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが重要です。

また、教育データを効果的に利活用することで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現や、困難や課題を抱える子どもたちの早期発見・早期対応が可能となるよう取組を進めます。

① 1人1台端末の活用推進

・ 各教科の特質や、様々な学習場面での活用に応じて、1人1台端末の活用を日常化するとともに、教員の ICT 活用指導能力の向上や、デジタルコンテンツの充実等の整備・充実に取り組みます。

② 情報活用能力（情報モラルを含む）の育成（再掲）

③ 教員の ICT 活用指導力の向上

・ 外部人材の活用やオンライン研修等、教員が積極的に研修等に参加できるよう、研修機会の拡大や内容の充実を図るとともに、働き方改革の推進による研修時間の確保等に取り組みます。

④ 校務改善と教育環境充実に向けた ICT 環境の整備・充実

・ 学習者用・指導者用コンピュータや周辺機器を整備するとともに、無線LAN環境の強化を図るなど、ICT環境を最大限活用できるよう整備を行っていきます。

⑤ 教育データ利活用に関する研究（再掲）

【主な目標指標】

指標項目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
ICT を活用した校務の効率化（事務の軽減）の優良事例を取り入れていると答えた学校の割合（%）	100	100

(2) 修学環境の整備・充実

子どもたちの安全・安心を確保しつつ、質の高い学びや快適な学校園生活を送る環境を実現するとともに、すべての子どもたちが未来に希望をもち、家庭の経済事情によって「学び」が止まることがないように取り組みます。

① 安全・安心な教育環境整備の推進

- ・ 老朽化が進んでいる教育施設について、施設の統合・廃止を含めた施設の改修等を計画的に実施します。
- ・ 快適な学校園生活を送る環境を実現するため、学校園で使用する備品や用具等の整備を計画的に実施します。

② 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・ 家庭の教育費負担を軽減するため、小中学校入学時の体操服購入費助成や町費による中学校給食の無償化、自転車保険加入等の経済的支援を継続します。

【主な目標指標】

指標項目		令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
小中学校の校舎等改修工事の実施	小学校	全小学校の トイレ改修、LED照明	令和11年度末 川辺小改修工事完了
	中学校	トイレ改修、LED照明 内装改修、外壁塗装	令和8年度末 体育館改修工事完了

(3) 教職員の資質・能力の向上

教育現場は、日々子どもたちに向き合う教職員の熱意と努力に支えられています。教職員を取り巻く環境が厳しさを増す中で、「教育は人なり」のもと、志ある優れた素養と資質・能力を備えた魅力ある人材を確保・育成し、子どもたちに「在りたい未来³⁰」を創造していく力を育むことができるよう取り組みます。

① 質の高い人材の確保、資質・能力の向上

- ・ 「兵庫県管理職・教職員資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、教職員のキャリアステージ・能力・適正に応じた研修会等に積極的に参加できる環境を整えます。
- ・ 各学校園の実情に合わせ、外部講師を招聘したり、教育委員会職員を派遣したりする教職員資質向上研修を継続して実施します。

② 意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実

- ・ 学校園長のマネジメントのもと、教職員に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、保健・福祉等の関係者が連携・分担してその役割を果たす「チーム学校」システムを推進します。
- ・ 教職員がその能力を十二分に発揮し、教育活動に取り組めるよう、学校園における業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保に向けた取組を進め、働きがいのある学校園づくりを推進します。

³⁰ 在りたい未来:個人や組織が実現したいと考えている理想的な将来像

【主な目標指標】

指標項目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っていると感じた学校の割合(%)	100	100
個々の教員が自らの専門性を高めるため、校外の研究会等に定期的・継続的に参加していると答えた学校の割合(%)	80	100

(4) 学校園の組織力の向上

質の高い教育の実現や複雑化・困難化する教育課題に対応していくためには、教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境整備が重要です。学校園長等のマネジメントのもと、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図るとともに、子どもたちに必要な資質・能力を育むことができるよう取り組みます。

① 働きがいのある学校園づくりの推進

- ・ 教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、その専門性を高め、指導力を発揮することができるよう、働きがいのある学校園づくりを推進します。

② 教職員の健康管理

- ・ 教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、年次休暇の計画的な取得、各種休暇制度の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

③ 管理職の確保・育成

- ・ これからの時代に求められている資質・能力を有する管理職を育成するため、体系的・実践的な研修等を実施し、将来を見据えた人事施策に取り組みます。

【主な目標指標】

指標項目	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
教職員が困っているとき、管理職と教職員との間で組織的に対応する体制が構築されていると感じた学校の割合(%)	100	100
ストレスチェックの結果の活用や研修など、教職員自身の健康状態を振り返り対処する機会を提供していると答えた学校の割合(%)	60	100

V プランの骨子

基本方針	基本的方向	施 策
1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	(1)豊かな心の育成	①体験活動の推進 ②ふるさと意識を醸成する教育の推進 ③道徳教育の推進 ④人権教育の推進 ⑤いじめへの対応 ⑥不登校児童生徒への対応
	(2)確かな学力の育成	①「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実 ②情報活用能力(情報モラルを含む)の育成 ③グローバル化に対応する国際教育の強化 ④読書活動の充実
	(3)健やかな体の育成	①健康教育・食育の推進 ②体力・運動能力の向上 ③部活動改革の推進
	(4)社会的自立に必要な資質・能力・態度の育成	①キャリア教育の推進 ②社会的資質・能力の発達の支援 ③主体的に社会の形成に参画する態度等の育成
	(5)特別支援教育の推進	①連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携) ②連携による切れ目のない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)
	(6)幼児期の教育の充実	①幼児期における教育の質の向上 ②こども園と小学校の協働による架け橋期の教育の充実
	(7)人生100年を通じた学びの推進	①生涯学習・社会教育の振興 ②社会教育施設の充実 ③文化芸術の振興と文化財の保存・活用 ④生涯スポーツ社会の実現
2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校園・家庭・地域等の構築	(1)多様性の尊重と包摂性のある教育の推進	①特別支援教育の推進(再掲) ②不登校児童生徒への対応(再掲) ③多様な教育ニーズへの対応 ④男女共同参画の視点に立った教育の推進
	(2)学校園・家庭・地域との協働による豊かな学びの推進	①家庭教育支援の充実 ②地域の教育力の向上
	(3)関係機関等との連携の強化	①関係機関等との連携の強化 ②教育データ利活用に関する研究
	(4)子どもたちの安全・安心の確保	①安全教育の推進 ②防災教育の推進 ③学校園の危機管理体制の向上
3 安全・安心で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実	(1)教育DXの実現に向けた教育の情報化の推進	①I人I台端末の活用推進 ②情報活用能力(情報モラルを含む)の育成(再掲) ③教員のICT活用指導力の向上 ④校務改善と教育環境充実に向けたICT環境の整備・充実 ⑤教育データ利活用に関する研究(再掲)
	(2)修学環境の整備・充実	①安全・安心な教育環境整備の推進 ②教育費負担の軽減に向けた経済的支援
	(3)教職員の資質・能力の向上	①質の高い人材の確保、資質・能力の向上 ②意欲と能力が最大限発揮できる指導・運営体制の整備・充実
	(4)学校園の組織力の向上	①働きがいのある学校園づくりの推進 ②教職員の健康管理 ③管理職の確保・育成

VI 策定の経緯

I 委員名簿

策定委員

氏名	職名	選出区分	役職
安積 尚志	教育委員	有識者	委員長
岩崎 成美	いちかわ西こども園長	こども園代表	
木下 裕之	学校運営協議会会長	有識者	副委員長
辻井 昭也	市川中学校長	中学校代表	
富田 賢範	スポーツ推進委員長	有識者	
中野 史子	社会教育委員長	有識者	
長元 睦美	鶴居小学校長	小学校代表	

(五十音順)

事務局

氏名	所属
岡本 敏樹	教育長
内藤 淳一	こども教育課長
井原 大輔	生涯学習課長

2 策定経過

令和7年 10月 23日	第1回策定委員会（Ⅰ計画の策定にあたって、Ⅱ本町の成果と課題、Ⅲ社会情勢や教育環境の変化）
令和7年 11月 18日	第2回策定委員会（Ⅳ市川町の目指す姿、Ⅴプランの骨子、Ⅵ策定の経緯）
令和7年 12月 23日	第3回策定委員会（最終案）
令和8年 1月 15日 ~	パブリックコメント
令和8年 1月 22日	
令和8年 2月 26日	町教育委員会（報告）
令和8年 3月 25日	発行

第4期いちかわ教育創造プラン
(市川町教育基本計画)

発行:市川町教育委員会事務局

住所:〒679-2318 兵庫県神崎郡市川町小畑 848

電話:0790-26-0001 FAX 0790-26-2971

E-mail:kanri@town.ichikawa.lg.jp

URL:<https://www.fureai-cloud.jp/ichikawa>



